

豚熱ワクチン接種に係る制度を変更します

豚熱発生予防のために接種いただいている豚熱ワクチンは、法律により使用が制限されています。栃木県では、現在、県の許可を受けた知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者の皆様と家畜防疫員のみが、豚熱ワクチン接種を行うことができます。

この度、登録飼養衛生管理者制度を開始して2年以上経過したことから、各種手続きの見直しを行いました。

～主な変更点～

項目	変更後 (2025年9月5日～)	変更前 (2025年9月4日まで)
○豚熱ワクチン使用許可		
① 許可期限	なし	1年間（毎年9月末まで）
② 更新	なし ・年間接種計画書の提出は必要	必要 ・更新申請書 ・年間接種計画書 等の提出
③ ワクチン使用状況 報告書	1か月分をまとめて報告	接種日ごとに報告
○登録飼養衛生管理者 研修の実施方法	新規は、対面 継続は、オンライン又は書面	全て、対面
○各種変更届	一括して提出可能	各許認可で個別に提出
○手数料の納付		
家保職員接種	都度支払（変更なし）	都度支払
知事認定獣医師、又は 登録飼養衛生管理者が 接種の場合	申請方法が変わり、 最大1か月分をまとめて支払 可能（都度支払も可）となり ます	都度支払

※記載の無い事項に、大きな変更はありません。

事前に許可が必要な事項もあります。変更がわかりましたらすぐに御連絡ください。

～手続きに関する質問と回答集～

Q 許可証の豚熱ワクチン使用許可の期限は、9月末までとなっています。手続きはどうしたらよいですか？

- A ①許可内容に変更がない場合
→ 家保に、年間接種計画書を提出してください。
②許可内容に変更がある場合
→ 手続きが必要です。家保に御相談ください。

Q 豚熱ワクチン使用状況報告書は、これまでと同じですか？

- A 様式と提出日が変わります。
豚熱ワクチン接種を行った翌月5日までに、1か月分を記載し、家保に提出してください。
(例) 2025年10月分(10/1~10/31) ⇒11/5までに家保へ提出

Q 登録飼養衛生管理者制度を利用しています。継続したい場合は、どのようにすれば良いですか。

- A 継続のための研修の受講が必要です。
オンライン又は書面での研修を準備しています。
準備ができましたら、家保から研修会の案内をいたします。
案内に従って、期限内に研修会受講と手続きをお願いします。

Q オンラインで研修会を受けることが難しい状況です。

- A 研修会の案内が届いたら、家保に御相談ください。

Q 新たに登録飼養衛生管理者を追加したいです。どうすれば良いですか。

- A 新規の場合は、対面での研修受講となります。
継続のための研修案内を待たずに、家保に御相談ください。

Q 登録飼養衛生管理者制度に変更したい場合、どうすれば良いですか。

- A まずは、知事認定獣医師の先生と御相談ください。
ワクチン接種の指示を誰がするかを決めた後、家保に手続きについて御相談ください。

～手数料の支払いについて～

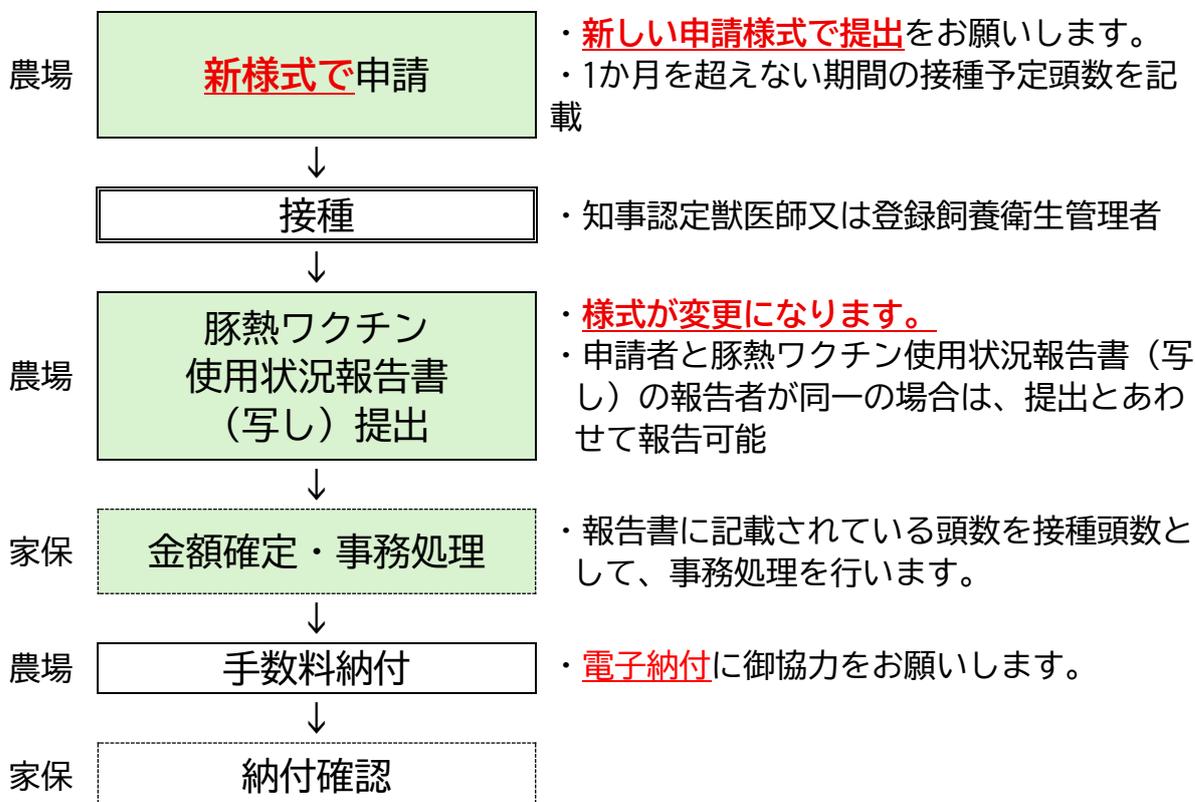
これまで、県への豚熱ワクチン管理手数料（1頭当たり60円）の納付は、ワクチン接種の都度必要でした。

今回、手数料の申請方法を変更し、最大1か月分をまとめて支払うことが可能（都度支払も可）となりましたので、是非、御利用ください。

支払をお願いする金額は、実際に豚熱ワクチン接種を行った頭数とするため、以下のとおり手続きが変更となります。御協力をお願いします。

申請方法

- ① 農場は、あらかじめ、1か月を超えない期間の接種予定頭数を申請
- ② 農場は、これまでどおり、豚熱ワクチン接種を実施
- ③ 農場は、①で申請した期間に実際に接種した頭数を報告するため、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者が記載する「豚熱ワクチン使用状況報告書」（写し）を、家保へ提出
- ④ 家保は、写しの確認、実際に接種した頭数をもとに事務処理を実施
- ⑤ 家保から、手数料納付の手続き書類又はメールを送付
- ⑥ 農場は、手数料を納付



※県では、電子決済による納付を推進しています。是非、御活用ください。

～記入例①～ 新しい申請様式（豚の所有者などが提出）

別記様式 32

監視伝染病予防注射に係る申請書

令和 7 年 10 月 1 日

栃木県知事 様

住所 宇都宮市塙田1-1

申請者 _____

氏名 宇都宮 太郎

※法人の場合は法人名と代表者名

家畜伝染病予防法第3条の2第1項に基づく特定家畜伝染病防疫指針に規定された(知事認定獣医師)登録飼養衛生管理者：該当する方に○)が行う豚熱予防注射を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 豚熱予防注射を使用する期間（1か月を超えない期間）

2025年 10 月 1 日 ~ 2025年 10 月 31 日

2 1で示す期間で接種する予定頭数

区 分	予定頭数	単 価	予 定 金 額
豚熱ワクチン 管理手数料	1,200 頭	60円	72,000 円

おおよその数で問題ありません。

○知事認定獣医師が接種する場合
⇒ 知事認定獣医師と相談した頭数を御記入ください。

○登録飼養衛生管理者が接種する場合
⇒ 豚熱ワクチン接種票などを参考にして御記入ください。

使用する期間より前か同日の日付

1か月を超えない期間としてください。

※都度、申請をする場合
2025年10月1日～2025年10月1日のように、同じ日付を記載してください。

この金額は、予定額です。
実際に接種した頭数をもとに、請求を行います。

～記入例②～ 豚熱ワクチン使用状況報告書（写し）の提出方法

別記様式19

豚熱ワクチン使用状況報告書

年 月 日

栃木県〇〇家畜保健衛生所長 様

住所
氏名

ワクチン使用許可を受けている診療施設又は認定農場の住所と氏名（代表者名）

豚熱ワクチンの使用状況について、下表のとおり報告いたします。

1 接種者 ワクチンを接種している知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者が記入

2 接種農家

3 豚熱ワクチン接種状況 (2025 10 月分)

接種日	接種頭数内訳（頭）					ワクチン使用数						備考
	繁殖雌豚	種雄豚	肥育豚	子豚等 [※]	合計	使用数		破損・廃棄数		残数		
						20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	20ドーズ	50ドーズ	
<div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 10px; width: 80%; margin: auto;"> <p>ワクチンを接種している知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者が記入</p> <p>接種日ごとに、頭数とワクチン使用数を記載（豚舎毎に分けなくてもよい）</p> </div>												
合計												

（電子データで提出する場合は、必要に応じて、行を追加することも可能とする。）

※ 90日齢未満の子豚等

4 豚熱ワクチン管理状況

（使用前）			（使用后）		
受取本数	繰越本数	合計本数	空き瓶・破損瓶	残数（翌月繰越）	合計本数
20ドーズ					50ドーズ
<div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 80%; margin: auto;"> <p>ワクチンを接種している知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者が記入</p> </div>					

（知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者は、豚熱ワクチン接種を行った翌月5日までに、1か月分の内容を記載して、管轄の家畜保健衛生所まで提出してください。また、家畜の所有者にも、共有してください。）

（以下は、家畜の所有者の方が記載して提出してください）

「監視伝染病予防注射に係る申請書」の申請期間が終了した場合又は、当該期間の最終接種日が終了した場合は、以下を記載して提出してください。

監視伝染病予防注射に係る申請書において申請した期間の接種頭数を報告します。

申請期間 **2025年 10 月 1 日** ～ **2025年 10 月 31 日**

実際に接種した頭数 **1,286 頭** 報告日 **2025年 10 月 30 日**

申請者住所 **宇都宮市埴田〇〇**

申請者氏名（所有者） **宇都宮 太郎**

申請書の提出者が記載

申請期間中に実際に接種した頭数の合計
請求は、個々の記載頭数で行ないます。
この場合、1,286x60=7,716円

※法人の場合は法人名と代表者名

知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者が記載

～手数料等の支払に関する質問～

Q 新しい申請様式で申請する頭数は、少ないより多いほうが良いですか。

A どちらでも問題ありません。
詳しくは、記入例を確認してください。

Q 豚熱ワクチン接種票や月間使用計画書は提出しなくてはなりませんか。

A 引き続きお願いします。

Q 知事認定獣医師としてワクチン接種をしています。
農場から、ワクチン使用状況報告書の写しが欲しいと言われました。

A 県への手数料納付のために、実際に接種した頭数の確認が必要となりました。そのため、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者が記載したワクチン使用状況報告書の写しの提出をお願いしています。
原本ではなく、写しを、農場の担当者にお渡しください。

Q 知事認定獣医師としてワクチン接種をしています。
農場の申請している期間と、ワクチン使用状況報告書の期間が一致しません。どのようにしたら良いですか。

A 農場が申請している期間が記載されている、すべての、ワクチン使用状況報告書の写しを、農場へお渡しください。
(例) 農場の申請 10月15日～11月15日の場合
⇒ ワクチン使用状況報告書は、10月分と11月分が必要
※10月分は、10月15日より前が記載されていても可
11月分は、11月15日より後の記載がなくても可

Q 手数料を、電子決済で支払いできると聞きました。
どうすれば良いですか？

A 家保ごとに、手続きフォームがあります。
お近くの家畜保健衛生所のフォームから手続きをお願いします。

県央家畜保健衛生所	宇都宮市平出工業団地6-8
TEL:028(689)1200 FAX:028(689)1279	携帯:090-7205-0895 (夜間・休日)
県南家畜保健衛生所	栃木市惣社町1439-20
TEL:0282(27)3611 FAX:0282(27)4144	携帯:090-7205-1402 (夜間・休日)
県北家畜保健衛生所	那須塩原市千本松800-3
TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825	携帯:090-7205-1826 (夜間・休日)